

議会だより



表紙写真は、4月16日（木）認定こども園きたひやまの園児たち（めろん組）が、遊具が新しくなった「さけ観察公園」で遊んでいる様子です。

当日は天気にも恵まれ、園児たちはのびのびと楽しく遊んでいました。

第1回定例会 P 2 ~ 8

一般質問 P 9 ~ 18

委員会レポート・臨時会 P 18 ~ 21

議会の動き・編集後記 P 22



令和8年第1回定例会が3月2日から19日まで行われました。
 令和8年度予算案については、全て原案可決となりました。
 その他、補正予算や条例改正、意見書案等の議案審議を行い、全て原案可決となりました。
 審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和8年度予算

会 計		令和8年度予算	令和7年度予算	前 年 比
一 般 会 計		94億1,971万4千円	94億9,964万4千円	△ 7,993万円
特別 会計	国民健康保険事業	10億1,921万4千円	10億7,994万8千円	△ 6,073万4千円
	後期高齢者医療	2億1,911万3千円	1億7,947万6千円	3,963万7千円
	介護保険事業	9億8,584万7千円	10億8,915万7千円	△ 1億331万円
	介護サービス事業	6,214万2千円	6,023万6千円	190万6千円
簡易水道事業会計				
収益的収入及び支出	収 入	3億7,255万3千円	4億150万7千円	△ 2,895万4千円
	支 出	3億7,255万3千円	4億8万7千円	△ 2,753万4千円
資本的収入及び支出	収 入	1億2,581万8千円	1億3,736万6千円	△ 1,154万8千円
	支 出	1億8,076万6千円	1億9,815万2千円	△ 1,738万6千円
下水道事業会計				
収益的収入及び支出	収 入	4億3,733万1千円	4億5,678万5千円	△ 1,945万4千円
	支 出	4億3,733万1千円	4億5,678万5千円	△ 1,945万4千円
資本的収入及び支出	収 入	3億1,298万9千円	5億7,875万9千円	△ 2億6,577万円
	支 出	3億2,339万7千円	5億7,890万7千円	△ 2億5,551万円
病院事業会計				
収益的収入及び支出		11億4,084万3千円	11億3,683万3千円	401万円
資本的収入及び支出	収 入	9,776万8千円	1,795万4千円	7,981万4千円
	支 出	1億1,052万8千円	3,361万2千円	7,691万6千円
合 計		142億7,144万8千円	147億1,283万7千円	△ 4億4,138万9千円

令和8年度予算可決

令和8年度予算案は、3月2日に予算審査特別委員会（梶田 道廣委員長）を設置し、定例会休会中の3月12日から16日まで審査しました。
 一般会計は、反対1名、賛成9名の賛成多数により可決7特別会計等は、全会一致で可決されるものとし、3月19日再開の本会議で可決されました。

反対討論

菅原 義幸議員

私は過去6年間にわたり高橋町政の予算に対し、明確な理由を述べて反対してまいりました。町民生活優先、町財政健全化、公正、公平、不正のない町政の実現を願う立場から到底賛成できなかったからであります。

河原町政になってから半年が経とうとしています。この間、町長との個別協議、特別委員会を含む委員会審査、

第1回定例会



2回にわたる定例会での一般質問などを踏まえて、新年度予算を総合的に判断したときに若干の改善点はあるものの、情報公開の扱いを含め高橋町政との本質的な差異が見当たりにませんでした。このことが本予算に反対する最大の理由であります。

なお新年度開催の政策調査特別委員会において、町民生活の向上と町政の民主化に関わる政策的議論を行うことを申し上げ、反対討論とします。

賛成討論

藤谷 容子議員

円安、物価高騰が続く町民の暮らし、各種産業が厳しい状況に置かれています。北海道では、財政難を抱える市町村が増えています。当町も実質単年度赤字が続く、令和8年度の予算案でも94億1971万円のうち各種基金からの繰入れは、12億8554万円です。このままでは、2年後に財政調整基金が枯渇するという状況です。

予算委員会では、財政が非常事態であるという、危機感を持つて取り組んでいく必要があること。一つ一つの事業に対して振り返り、総括が必要であること。町民の代表が参加している委員会等ですっかり意見を聞いて、町長が目指す対話と協定のまちづくりを進めてほしいということ。河原カラーをもっと出していくべきとの意見も出され、それはそのとおりと考えます。

本予算案では児童公園遊具整備事業、図書館施設のエアコン設置、町道空洞化調査事業などの新規事業があり、産業活性化補助金事業、住宅リフォーム等助成事業などは継続、福祉灯油は80リットルから100リットルに増えました。地域公共交通も効率的かつ利便性を高める計画が進んでいます。

町の財政は町だけで成り立つものではありません。町として国や道への要請も行い、持続可能なまちづくりをしていくことを期待して賛成討論とします。

主な新規事業

◎総合計画策定業務

予算額 777万4千円
令和10年度から10年間のまちの将来像として第3次せとな町総合計画を策定するものです。

して補助し、農作物の安定した品質管理と安定収量を図るものです。

【補助率】

- ・町 1/3
 - ・受益者負担 2/3
- ※上限額100万円、下限事業費60万円

◎狩場葬苑2号炉燃焼炉改修工事
予算額 550万円

狩場葬苑火葬炉2号炉の燃焼炉の防熱材を交換し、施設の適正な維持管理を図るものです。

◎大成区町有林皆伐工事
予算額 13328万8千円

森林整備計画において伐期を迎えたスギを伐採することで、保安林の公益的機能の発揮と環境との調和に配慮しつつ、適切な管理を図るものです。(大成区宮野地区)

◎真駒内ダム補修工事

予算額 627万円
経年劣化で絶縁不良となった真駒内ダム非常放流施設内の照明機器の更新を図るものです。

◎大成区町有林スギ伐採跡地造成工事
予算額 416万9千円

令和7年度に施業を行ったスギ伐採跡地に植林し、森林資源の循環を図るものです。(大成区宮野地区)

◎小規模土地改良事業補助金
予算額 1千万円

長年の営農作業により農地の不陸並びに畦畔不陸、排水不良などの国庫補助事業対象外の簡易な土地改良事業に対

◎青少年旅行村ケビン等改修
工事
予算額 421万3千円

青少年旅行村のケビン及び水道設備、トイレを改修し、施設の保全と適正な運営を図るものです。

◎北檜山2号井配湯管改修工事
予算額 430万円

利用施設へ供給する配管内にスケールが固着し、供給量が減少していることから改修工事を実施し、安定供給を図るものです。

【利用施設】

- ・北檜山中学校（暖房用）
- ・特別養護老人ホームきたひやま荘（暖房・浴用）

◎町道改良工事

予算額 250万円

道路損傷が著しい路線において、道路改良を実施するための設計を行うものです。

◎町道空洞化調査事業
予算額 900万円

道路下の空洞化を把握することにより、適正な維持管理を図るものです。

◎港湾施設点検診断業務
予算額 1110万円

瀬棚港の維持管理計画に定められた定期点検診断を実施し、港湾施設の長寿命化と適切な管理を行うものです。

◎教員住宅改修工事
予算額 867万9千円

教員住宅の適正な維持、管理を図るものです。

◎学校施設整備事業
予算額 561万8千円

臨時的に整備した仮設駐車場を長期的にしようするため、駐車場環境を整備するほか、窓枠の破損により風や雪、害虫が侵入する状態のため、断熱性の向上、衛生面の改善を図るものです。

- ・北檜山小学校駐車場整備

・久遠小学校窓サッシ改修
・瀬棚小学校窓サッシ改修

◎大成図書館エアコン設置工事
予算額 262万9千円

◎情報センターエアコン設置工事
予算額 870万1千円

大成図書館及び情報センターにエアコンを設置し、利用環境の向上及び蔵書の適正管理を図るものです。

◎給食センターエアコン改修工事
予算額 1119万2千4百円

厨房内のエアコンを改修し、衛生環境の改善及び、調理員の健康管理等を行うことにより、給食センターの適正管理を図るものです。

議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報のお知らせや、これまでに発行した議会だよりも掲載しております。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力または、「せたな町議会」で検索していただく他、QRコードをスマートフォンで読み取ることでご覧になれます。

<https://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会



QRコードから
ご覧の方はこちら



令和7年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 (第9号)		△ 2億9,756万円	96億8,419万3千円
特 別 会 計	国民健康保険事業(第3号)	△ 7,481万7千円	10億1,564万6千円
	後期高齢者医療(第2号)	△ 79万9千円	1億7,613万5千円
	後期高齢者医療(第3号)	221万8千円	1億7,835万3千円
	介護保険事業(第4号)	△ 9,156万8千円	10億6,083万2千円
	介護サービス事業(第4号)	187万4千円	6,311万6千円
簡易水道事業会計(第4号)			
収益的収入及び支出	収 入	△ 4,919万5千円	3億6,100万1千円
	支 出	△ 4,919万5千円	3億5,958万1千円
資本的収入及び支出	収 入	△ 485万3千円	1億4,153万2千円
	支 出	△ 644万6千円	2億77万円
下水道事業会計(第3号)			
収益的収入及び支出	収 入	△ 2,140万3千円	4億3,255万9千円
	支 出	△ 2,140万3千円	4億3,255万9千円
資本的収入及び支出	収 入	△ 7,084万8千円	5億1,267万1千円
	支 出	△ 7,084万8千円	5億1,281万9千円
病院事業会計(第3号)			
収益的収入及び支出		△ 2,638万5千円	11億2,494万2千円
資本的収入及び支出	収 入	345万9千円	2,141万3千円
	支 出	△ 74万3千円	3,286万9千円

補正の主な内容

◎一般会計補正予算(第9号)
各種事務事業の執行による
予算精査のほか、地域農業構
造転換支援事業補助金、トラ
ウトサーモン海面養殖事業被
害支援補助金などの追加を含
めての減です。

◎国民健康保険事業特別会計
補正予算(第3号)
事務費及び保険給付費など
の精査のほか、北海道からの
特別交付金を財源とする病院
事業会計への繰出金などに
よる減です。

◎後期高齢者医療特別会計補
正予算(第2号)
事務費や一般会計繰出金の
精査などによる減です。

◎後期高齢者医療特別会計補
正予算(第3号)
後期高齢者医療保険料収納
額が、予定額を上回る見込み
となり、保険料等負担金に不
足が生じることによる増です。

◎介護保険事業特別会計補正
予算(第4号)
事務費の精査のほか、保険
給付費の各種介護サービス給
付費負担金の精査などによる
減です。

◎介護サービス事業特別会計
補正予算(第4号)
事務費の精査のほか、瀬棚
高齢者グループホームあさな
ぎの指定管理料追加などに
よる増です。

◎簡易水道事業会計補正予算
(第4号)
・収益的収入及び支出
収入では、一般会計からの
負担金及び補助金の精査など、
支出では、給与費や事務費の
ほか、減価償却費の精査など
による減です。
・資本的収入及び支出
収入では、企業債や移設工
事に関わる負担金の精査、支
出では、建設改良費の精査に
よる減です。

◎下水道事業会計補正予算
(第3号)

・収益的収入及び支出

収入では、下水道使用料や一般会計からの補助金の精査など、支出では、処理場に係る経費の事務費などによる減です。

・資本的収入及び支出

収入では、企業債や国庫補助金等の精査など、支出では、建設改良費の精査などによる減です。

◎病院事業会計補正予算
(第3号)

・収益的収入及び支出

収入では、入院収益や外来収益等の精査、国保事業会計からの補助金や一般会計からの不採算分などの繰入れなど、支出では、給与費及び材料費等の精査などによる減です。

・資本的収入及び支出

収入では、一般会計出資金の精査や医療機器などの購入に係る道補助金や、他会計補助金などによる増。支出では、医療機器や車両購入などの精査による増です。

条 例

◎せたな町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
町の情報通信技術を活用した行政手続等を行うために必要な事項を定めるため、本条例を制定しました。

◎せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
町立国保病院に勤務する看護師等の救急待機手当の見直しを図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例について
北檜山学童保育所を北檜山小学校に併設することに伴う、位置の変更及び学童保育所の定員の見直しを図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町合併処理浄化槽設置補助に関する条例の一部を改正する条例について
合併処理浄化槽設置補助金の見直しを図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例について
農林漁業者及び商工業者の新たな担い手への支援を拡充するため、本条例の一部を改正しました。

なお、本条例改正案については、予算審査特別委員会において委員より修正動議が提出されましたが、採決により否決となりました。

反対討論

横山 一康議員

同条例の農林水産業者及び商工業者の新たな担い手への支援拡充には理解はしますが、一括で200万円を交付することは、財政上の様々な影響が懸念されます。

一つは、その財源となつて

いる担い手育成基金の急激な減少を招くおそれがあることです。予算審査において、町の財政状況が急激に悪化していることが既に明らかになっています。このタイミングで支援を機械的に拡充することは、制度の持続性の観点から危険なことです。

また、基金の積み増し策について町長は、ふるさと納税その他税収の増で積みますと、総務厚生常任委員会で答弁されておりますが、その根拠、具体性、客観性に乏しいと言えます。

さらに、現行条例を管内他町と比較してみると決して見劣りするものではなく、むしろ他町より充実している実態があります。産業担い手支援の拡充については財政とのバランスをとった制度設計を強く望みます。

※反対5名、賛成5名の同数となり、議長採決により可決としました。

その他

◎せたな町営牧場条例の一部を改正する条例について
せたな町営牧場の利用の範囲を、町外の農業者が育成する家畜も受け入れることができる規定とするため、本条例の一部を改正しました。

令和8年3月までの現行計画を、令和8年4月から令和13年3月までの5年計画に変更し、過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法による支援を活用するものです。

◎指定管理者の指定について
管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、次の4施設について指定管理者を指定しました。

意見書

◎非核三原則の堅持を求める意見書

1967年に佐藤栄作首相が国会で「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を表明し、1971年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議が採択され、その後

も度重なる国会決議によって、非核三原則は、「国是」として半世紀以上にわたり堅持されてきています。

そうしたもとで、「安保三文書」の改定に向けた議論の開始とともに、非核三原則の見直しを検討することは、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことから、また、被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器を禁止する世界的な規範の成立に貢献してきたことから、許されません。

憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の主導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取り組みを行っていく

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 本多 浩議員

◎建物の無償貸付けについて

せたな町貝取澗公営温泉浴場の指定管理者の指定に伴い、せたな町貝取澗公営温泉浴場に附随する旧国民宿舎あわび山荘宿舎棟を指定管理者へ無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決しました。

◎刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

滋賀県で1984年、酒店経営の女性が殺害されて金庫が奪われた「日野町事件」で無期懲役が確定し、服役中に病死した阪原弘さんの遺族が申し立てた第2次再審請求について、2月24日、最高裁は裁判のやり直しを認めた地裁と高裁の決定を支持し、検察の特別抗告を棄却し再審開始が確定しました。

2012年の第2次再審請求により、18年7月に大津地裁が再審開始を決定すると大津地検は大阪高裁に即時抗告しましたが、大阪高裁は23年3月、「判決の事実認定と、自白の根幹部分の信用性に合理的な疑いが生じた」として、これを棄却しました。

しかし、大阪高検は翌3月に特別抗告を行ったため、この度の最高裁で棄却されるまでに、大津地裁の開始決定から約7年7ヶ月の歳月を費やす事になりました。

冤罪は最大の人権侵害であり、再審は冤罪救済の最後の砦です。現行の刑事訴訟法は、再審手続きの規定が不十分であり、次のとおり法改正することを要望します。

1. 捜査当局が無罪を示す証拠を隠す例が起きているが、記録・証拠品の保管、再審での証拠の全面開示を義務づけること。

2. 検察の抗告が冤罪被害者の救済を遅らせており、再審開始決定後の検察の抗告は禁止すること。

提出議員 藤谷 容子議員
賛成議員 横山 一康議員

※全会一致で可決されました。

◎刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

滋賀県で1984年、酒店経営の女性が殺害されて金庫が奪われた「日野町事件」で無期懲役が確定し、服役中に病死した阪原弘さんの遺族が申し立てた第2次再審請求について、2月24日、最高裁は裁判のやり直しを認めた地裁と高裁の決定を支持し、検察の特別抗告を棄却し再審開始が確定しました。

2012年の第2次再審請求により、18年7月に大津地裁が再審開始を決定すると大津地検は大阪高裁に即時抗告しましたが、大阪高裁は23年3月、「判決の事実認定と、自白の根幹部分の信用性に合理的な疑いが生じた」として、これを棄却しました。

しかし、大阪高検は翌3月に特別抗告を行ったため、この度の最高裁で棄却されるまでに、大津地裁の開始決定から約7年7ヶ月の歳月を費やす事になりました。

冤罪は最大の人権侵害であり、再審は冤罪救済の最後の砦です。現行の刑事訴訟法は、再審手続きの規定が不十分であり、次のとおり法改正することを要望します。

1. 捜査当局が無罪を示す証拠を隠す例が起きているが、記録・証拠品の保管、再審での証拠の全面開示を義務づけること。

2. 検察の抗告が冤罪被害者の救済を遅らせており、再審開始決定後の検察の抗告は禁止すること。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 本多 浩議員

※全会一致で可決されました。

一、温泉ホテルきたひやま

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社北檜山観光振興公社

北檜山区徳島4番地16

・指定の期間

令和8年4月1日から
令和11年3月31日まで

二、せたな町営牧場

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

新函館農業協同組合

北斗市本町1丁目1番21号

・指定の期間

令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

三、せたな青少年旅行村

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

EZO DEF LODGE

合同会社

瀬棚区本町759番地

・指定の期間

令和8年4月1日から
令和11年3月31日まで

四、せたな町貝取澗公営温泉浴場

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大成温泉公社

大成区貝取澗388番地

・指定の期間

令和8年4月1日から
令和11年3月31日まで

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 本多 浩議員

※全会一致で可決されました。

◎高額療養費月額上限引き上げ撤回を求める意見書

今国会で「高額療養費制度」を改定し、月額上限の引き上げを盛り込んだ予算案の審議が行われていますが、政府は本年8月と来年8月の2段階で、所得に応じて70歳未満では7〜38%を引き上げ、70歳以上の「外来特例」では、年収200万〜370万の人は、現在の月額1万8千円が2万8千円と55%もの負担増になります。

前政権は、令和6年度末に負担上限を最大1.7倍も引き上げる案をまとめ、令和7年8月から実施することを計画しましたが、国民世論の反対で全面凍結に追い込まれました。

1ヶ月に支払う医療費の自己負担額に上限を設ける「高額療養費制度」は、がんや難病など重篤な病気で長期にわたり治療を受けている患者にとつての「命綱」です。上限額が引き上げられると受診抑制を余儀なくされ、治療が続けられなくなり命に直結する

危険性があります。

政府は、少子化対策の財源に充てる「支援金」を、4月から医療保険料に上乘せしませんが、そのままでは保険料が上がるため医療費を削ろうとしており、高額療養費限度額を引き上げるのもその方策の一つです。

高市首相は昨年の総裁選では、高額療養費の負担上限は「引き上げるべきではない」としていましたが、その言明を守るべきです。

せたな町議会は、経済的事情の如何に関わらず、誰もが必要な医療を安心して受けることを可能とするために、公的医療保険の仕組みを根幹から突き崩す高額療養費制度の上限額引き上げについて、全面撤回することを政府に強く要求します。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 横山 一康議員

※全会一致で可決されました。

◎イランへの先制攻撃の中止と日本政府の積極的な行動を求める意見書

トランプ米政権とイスラエルは2月28日、イランに対する大規模な軍事攻撃を開始し、子どもを含む多数の民間人が死傷しました。

昨年6月以来2度目となるイラン本土への攻撃は、武力行使の禁止、主権の尊重と領土保全を定めた国連憲章と国際法を蹂躪する先制攻撃であり、断じて許されない行為です。

イランの核兵器開発が許されないのは当然ですが、2月で3回目となる高官協議がイスで開かれたばかりであり、3月2日の次回実務者会議が合意されていた矢先の一方的な攻撃は、明らかに「力による現状変更」の試みに他ならず、ウクライナに侵攻するロシアや、海洋進出を図る中国に正当化の口実を与える行為です。

これまでイラン政府が行ってきた反体制デモへの武力弾圧は、国際人権法に反する許

されない残虐行為ですが、トランプ米大統領のように国外から軍事介入し、最高指導者の殺害やイラン国民に政権転覆を呼びかけることは、民族自決権を否定する暴挙に他なりません。高市首相は米国やイスラエルを一言も批判していません。

したがって、せたな町議会は、米国とイスラエルによるイランへの先制攻撃を中止し、交渉による解決に立ち戻るよう求めるとともに、日本政府に対し、そのために積極的な行動を起こすことを強く求めるものです。

提出議員 菅原 義幸議員
賛成議員 横山 一康議員
” 藤谷 容子議員

※全会一致で可決されました。

議決された意見書については、関係各大臣宛に送付しています。

議会を傍聴しませんか

町政はあなたのために！



第2回定例会は6月に開催予定となっております。

お気軽においでください

一般質問

6人の議員から一般質問があり、町長に答弁を求めました。



QRコードを読み取ることで、各議員の質問動画をご覧いただけます。



ますた みちひろ 議員
栲田 道廣

消防職員数の現状認識について

質問

近年、働き方改革や子育て支援法などの社会的情勢の変化により、職場環境も昔と比べて大きく変化しています。

町内の各職場においても、残業時間上限問題や育児休暇に関することなど様々な問題に取り組んでいます。現在、消防署職員数は瀬棚支署と本署が統合されて以後23名、大成支署では合併時より変わらずの13名体制で維持されています。

年々救急出動や災害出動、警戒、各種研修などで休むことなく働いているのが現状だと思いますが、町として現状の人数体制で十分との認識かお

尋ねします。

答弁

町長
せたな消防署に於いて、救急出動件数の増加に加え、風水害等の自然災害、各種警戒訓練や研修など業務が多岐にわたっており、職員一人一人の負担が大きくなっていることは町としても十分認識しています。

職員数については、せたな消防署23名、大成支署13名と合併後に行われた組織統合による定数を維持しておりますが、働き方改革や育児休業の促進といった新たな制度にも対応していく必要がありますので、現場とも十分協議しな



から体制強化について検討を進めてまいります。住民の生命、財産を守る消防体制の確保は町としても、最も重要な責務の一つですので、現場の実情を踏まえながら持続可能な消防体制の維持に向け取り組みたいと考えています。

再質問

大成支署では署長を含め13名、せたな署では署長と瀬棚分遣所長合わせて23名、3交代で勤務を行っています。

大成支署の場合、署長以外4名出勤しています。救急等で要請があった場合、3名出勤します。署内に残るのは1人となり、補充人員として休みの人を緊急招集して4人体制を整えます。平日の日中は署長がいますので2人の補充、その他土日、夜間は3名の補充、本署でも同じ体制で臨んでいます。啓発、研修などは仕事明けの人たちが行っている状態です。家族に何かあった場合対応できないことで離職も考えられる状態です。本署支署共3人増えること

で夜勤明け、休みの日などに出勤要請をしなくても済むと思うのですが、1人でも増員できないかと思えます。

本署支署共に将来的に3人ずつの補充が必要です。出勤件数も年々増え続けていますので、現在の人数での勤務は非常に苛酷と思えますので検討して頂きたい。

再答弁

町長
消防職員の休暇中の出勤が常態化していることは認識しています。職員の負担軽減を図るためにも、適正な職員数の確保、またローテーションの配置の工夫等を考えなければならぬと考えています。今回、新採用で1名増という形で配置はされますが、今後、消防署と連携を図りながら適正な運用配置考えたいと思います。



家族介護用品（紙おむつ）支給事業について

質問

高齢化が進み、介護が必要な方も増える中、家族が介護する在宅介護者が町内にも存在しています。

町では紙おむつ支給事業を行っていますが、制度上、利用できない方も少なくありません。

国の補助金も8年度で終わるとい話もありますが、サービスを頼りとしている町民も少なくないと思いますので、制度の継続と利用基準の緩和が必要と考えます。

答弁 町長

町で実施している家族介護支援特別事業は、現在の第9期介護保険事業計画で紙おむつや尿取りパット等、月額1人5千円を上限に支給しています。

利用対象者は町内に住所を有し、在宅の65歳以上で町民税所得割非課税世帯に対し、

再質問

要介護4以上の介護認定または認定調査票の排尿等の項目において、介助または見守り等に該当するもので、国及び北海道の交付金対象要件にもなっています。

近年は入所施設の待機者の減少に伴い、制度を利用する在宅介護者も年々減少し、令和8年2月末時点の継続した利用者は町内で3名となっています。

制度の継続と利用基準の緩和との質問ですが、国では第10期介護事業保険事業計画において、交付金の対象外とする情報もあることから、令和8年度に策定を予定している同計画において、現在の利用状況や今後の在宅介護の推移などを勘案し、また町の財政状況に伴う補助金等のあり方などを含め総合的に検討したいと考えます。

再質問

当町は要介護4ですが、他町では要介護1が多いです。普通で考えると要介護3〜5は施設に入られる方だと思います。この制度自体は施設に入居できない待機者がいる前提の制度だと思いますが、今も必要とする方々がいる以上、3、4ではなく1からにするべきと考えます。

また、町民税所得割非課税となつていますが、非課税というより所得制限を設けないほうが利用しやすいと思いますので、この点と、認知症の方で症状のある方もいるという話もありますので、対象は広げるべきと思います。

現制度を利用している人だけでなく、65歳以上であれば今後対象者となる方もいると思います。

令和8年度で国、介護保険のほうからの補助もなくなる話も聞いていますが、少ないながらも必要としている方がいる以上、町として支援するべき事業と思います。

再答弁 町長

要支援の介護度の部分ですが、要介護4以上という大前提を設けています。ただし、認定調査票において排尿、排泄等の困難な状況である、介助また見守りが必要であればつけています。その部分は認知症の度合いも当然総合的

に考えていますので、幅を広げていると認識しています。所得制限についても、在宅において経済負担があるということ、現在のところ設けています。その部分も含めて第10期介護保険事業計画の中で総合的に議論、検討を進めたいと考えています。



議員 楊子 容子
藤谷 ふじたに



不登校の子どもと親への支援について

質問

教育行政執行方針に、『スクールアドバイザー』を学校などに派遣するほか、不登校の児童生徒を受け入れる教室や、保護者を対象とした交流会の実施など、悩みを抱える児童生徒や、その保護者に対

する心のケア、指導、助言などの支援を引き続き行ってまいります」とありました。不登校とは、子どものどのような状態であり、一番大切な支援は何であると考えますか。親への支援の一つとして、給食を利用しない児童生徒に、

給食費相当額の給付を検討してはいかがでしょうか。

答弁 町長

不登校とは、児童生徒が病気などを除く何らかの理由により、欠席が年間30日以上続く状況を指します。

児童生徒が不登校となった要因を把握し、児童生徒の声に耳を傾け、見守り、その子に合った成長を支えるために、学校や家庭はもとより、必要

に応じて関係機関とも情報共有し、学校や家庭に適切な働きかけを行うことが一番大切な支援と考えています。

学校給食は食育活動であることから、給食費相当額の給付については考えておりません。

再質問

親の不安や焦りは子どもに伝わり、子どもの心の傷を癒すことにはなりません。不登校は子どもの怠けや甘えではない、という理解が広がることとが安心につながります。同じような認識だと考えてよろ

しいでしょうか。

長期間登校できない子どももいます。親は仕事ができない上に、登校していれば、給食費無償化により家計の負担が軽くなる部分の支援を受けることができません。

食費について、後で支給されるのが、経済的な支援になると共に、親の安心に繋がると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 町長

不登校は問題行動ではないと、学校、教育委員会として共有した考えで、認識的には同じだと思えます。

不登校支援ということで、まずは給食を家の外で食べることができないか、学校給食本来の目的を果たしながら、登校支援につながるようなことを学校と考えてみたいと思います。

再々質問

この4月から国の制度として、公立小学校の学校給食無

償化が始まり、非喫食者の取扱いについては「学校設置者の判断に委ねる」とされています。不登校も対象とした全員無償化に取り組む自治体もあります。

子どもも親も安心できるように、給食費の給付について検討していただきたいと思えます。

再々答弁 町長

学校給食は食育をメインとして考えます。不登校生徒に強制的に出てきなさいということではない。それは十分認識しています。

ただ、いつでも登校できるんだよという環境づくりは大事だと思えます。

まずは子どもの心理的負担を軽くして、不登校の状態を少しでも改善できるように、教育委員会とともに歩んでいきたいと思えます。

非核平和の町としての今後の取り組みについて

質問

自治体加盟の主要な平和組織には、平和首長会議と日本非核宣言自治体協議会があります。

平和首長会議は、世界の都市が国境を超えて連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指すもので、166ヶ

国8563都市が加盟しており、日本では、佐世保市以外の全ての自治体が加盟しています。

日本非核宣言自治体協議会は、非核宣言を行った自治体が連携し、核兵器廃絶に向けた具体的な活動を行う組織で、国内368自治体が加盟しています。

①平和首長会議について、町民への周知が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

②日本非核宣言自治体協議会への加盟も行い、自治体の権

限を生かして、平和を守る取り組みをやっていたきたいと思えますが、いかがでしょうか。

③今後の取り組みとして検討していることがあれば、お答えください。

答弁 町長

①平和首長会議は、核兵器廃絶と世界恒久平和を目的とした団体であり、当町が加盟している旨を広報誌を活用して周知したいと考えています。

②現段階では、日本非核宣言自治体協議会の加盟については考えていません。

③平和祈念パネル展などを実施し、核兵器の廃絶と平和の尊さを啓発する取り組みを実施したいと考えています。

再質問

アメリカとイスラエルがイランに先制攻撃をし、さらなる戦火が広がっています。

トランプ米大統領は、国連憲章と国際法による平和の秩序を否定しています。そんな今だからこそ、力による支配ではなく、法に基づく平和秩序を求めて力を合わせる必要があります。

平和首長会議のホームページへの掲載も検討していただきたいと思いますが、日本非核宣言自治体協議会へ加盟しない理由は何でしょうか。

再答弁 町長

現在、世界は平和秩序の乱れ等、憂慮する事態が多発していると感じています。

ホームページの掲載については、検討していきたいと考えています。

日本非核宣言自治体協議会については、協議会に入らなくても、平和首長会議の活動の中でできると考えていますので、ご理解願います。

再々質問

自治体の役割は住民の福祉の増進、それを進める前提が平和ではないでしょうか。

日本非核宣言自治体協議会は、非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することも目的としています。ぜひ加盟を考えていただきたいと思います。

再々答弁 町長

軍事力対軍事力ではない、対話と対話の形こそ、平和に繋がるものと、それは私も同感です。

当町は平和首長会議に加盟させていただき、その活動の中で、非核平和、恒久平和を追求していきたい。その中で活動して足りなくなれば、非核宣言自治体協議会等の加入も考えていきたいと思います。



議員 橋本 かずお

まちなかにおける高齢者の交通手段の確保について

質問

デマンドバス運行は、町内郡部から中心地への交通手段が整ってきています。今後町財政を考えながら、より一層の利便が図られるようお願いいたします。

人口の多い市街地町内会を見た場合、高齢者、交通弱者の交通手段の確保が必要であると考えています。町内循環型の運行やデマンドバスに準じた運行計画を考えていただきたい。

また、利用者があまり負担にならないよう、財政面での支援策など検討していただきたい。

答弁 町長

令和8年4月より小倉山方面及び松岡方面のデマンドバス運行が開始されます。町内全域において市街地から遠い地区の方が通院や買物ができるようにいたします。

一方で議員の質問のとおり、市街地に住んでいる高齢者の方の日常生活に係る交通手段の整備が求められています。せきたな町地域公共交通活性化協議会では、令和8年度に町内を循環運行するまちなかバスの実証運行を行い、運行の方法や運賃の在り方、各デマンドバスとの接続など数カ月かけ検討、検証していくこ



とになっています。実証運行の結果を反映し、令和9年度中の本格運行を実施したいと考えています。

再質問

実証運行の実施に繋がり、利用される方々の希望に繋がると思います。

実証運行が実施された後、国の交付金や補助金を利用し、継続的な運行をお願いしたい。

再答弁 町長

前回の場合、コロナ関係で経済対策も含め、まちなかバスの運行をした経緯があります。

その時のデータも含め、実際にまちなかバスの実証運行をしまして、その成果を見まいます。国の補助金も活用しながら事業を進めてまいります。

国保病院の今後について

質問

国保病院の今後について、当初の計画では、令和7年から令和8年に改築が終了している時期ではと思っております。当初の方針では、医療面で町民を支える地域に密着した病院づくりを進めるとしてまいりました。

しかしながら、様々な問題が未解決であり、私はもっとスピード感を持って進めてほしいと思います。国保病院の改築や当面の課題について、現時点での町長の見解を伺います。

答弁 町長
国保病院については、老朽化に伴い基本構想及び基本計画を策定し改築に向けて進めてきたところです。

常勤医師の退職が続いたことにより、施設整備前に医師確保の見通しを示すことが優先的事項となったことに加え、建設コストの高騰などの事情

も重なり、スムーズに進めてこられなかったことと承知しています。

国保病院の改築においては、町の財政状況や患者数の減少、建設コストの高騰のほか、議会特別委員会からの中間報告を受け、当初計画である35床の病院建設について、医療等対策審議会に諮りながら見直しをしているところです。

規模の見直しなどにより、事業費を削減した建設が財政的側面から可能かの確認や、改築が難しい場合の他の方策についても比較検討する作業を進めているところです。

いずれにしても、スピード感を持って方向性を決めなければならぬ時期に来ていることから、令和9年度の予算編成時期を目処に方向性が示せるよう、議会特別委員会や医療等対策審議会等検討を重ねてまいります。

改築を除いた病院事業における当面の課題については、全国の公立病院で課題となっています。経営の悪化に伴う繰入金が増加と医師確保の2

点が主なものと認識してまいります。病院事業全体の体制のあり方や予算規模の見直しなどを進めるとともに、常勤医師の確保に向けて取り組んでまいります。

再質問

議会特別委員会の中間報告では、医療体制について現在1病院、2診療所の体制とな

っており、体制を維持するならば最低、医師の確保は5人で目標を6名とした上で、診療体制について診療所をフル診療体制とされたいということになっていきます。

また新病院建設について、医療従事者の意見を反映し、働きやすい環境づくりについての意見集約に努めることや、医療と介護の連携強化に取り組むべきとしてい

たが、現時点において建設に関わる計画全体の見直しが必要であることから、再度計画を示すことが望まれると中間報告で示されています。そのことを町民全体に周知することが必要ではないかと考えます。

再答弁 町長

議会へは、その課題について中間報告としていただきました。

今後の進行や医療等対策審議会の流れ等についても、必要があれば周知していく形になると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

再々質問

町長は1月にIMSグループへ挨拶に伺ったと示していますが、どのような内容か伺います。

再々答弁 町長

IMSグループの3病院への訪問については、当町にゆかりのある病院グループです。そのことから新町長としてのお礼も兼ねてのご挨拶です。

昨今の医療体制、経営の情報交換として現在、診療報酬が低いということもあり、経営状況も何うとともに、医療連携や例えば医師スタッフの人事交流などが可能かどうか、また、新たな連携はできないものかということも含め、話をしてきました。



せたな町立国保病院



議員 横山 一康
よこやま かずやす



令和8年度予算における予算編成方針と町長の就任時の所信表明について

質問

令和8年度予算は、河原町政にとって初の予算編成です。厳しい財政状況下で「何を重視し、何を削るか」という町長の価値観や政治姿勢が問われます。

昨年10月の所信表明では、
①産業の発展、②暮らしコミュニティ向上、③行財政効率化、④子育て教育、⑤観光交流人口の拡大、⑥医療・福祉等の連携の6点を施策方針として掲げました。これらの指針が新年度予算にどう反映され、町が描く未来にどう繋がるのが注目されます。
具体的には、これら6方針

に基づき、どの事業にどれほどの予算が配分されたのか。

特に、どの分野を厚くし、どのような具体的規模で予算を計上したのか。施策方針は新年度にどう反映されているのか伺います。

答弁 町長

所信表明に基づく6重点施策の内、令和8年度予算に反映されている主なものです。
①産業の発展…ウニ資源増殖事業やスマート農業支援、脱炭素推進補助金などに約2.4億円。
②暮らしコミュニティの向上…デマンドバス運行や自主

防災組織、エアコン設置などに約1.4億円。

③行政効率化…行政ネットワーク機器更改業務や公共施設等総合管理計画更新などに約

1.2億円。また、年度内に職員職階別会議の創設と機構改革などの検討を進めます。

④子育て・教育…「せたな産給食の日」等地産地消給食や児童公園遊具整備、高校生混乗バス運行等に約1.9億円。

⑤観光交流人口の拡大…地域おこし協力隊事業所派遣や担い手奨励金事業の年齢要件等拡充などに約0.7億円。

⑥医療・福祉等の連携…医療情報システム更新や高規格救急車整備、福祉灯油購入助成の拡充などに約2.7億円を計上しました。

厳しい財政の下、引き続き対話と協働を進めながら未来に続くまちづくりを目指します。

再質問

河原町長の令和7年10月の所信表明と、令和8年度予算案との乖離はなぜなのでしょうか。

町長は10月に、産業振興・交通網整備・医療体制・教育支援の4点を最優先と答弁したが、予算概要資料では農林水産費が1割超、商工費が4割超も減少しています。

町長が強く訴えた「せたなブランド」への言及がなく、優先施策が予算として見える形になっていません。なぜ自身の所信表明を具体的に予算化できなかったのでしょうか。

再答弁 町長

令和8年度予算の予算方針においては、厳しい財政事情というところで、まず全体的な予算の縮減を図る形で予算を組ませていただきました。その中で継続していく事業、途中のものには計上しています。それを優先しています。令和9年度、10年度に持つていくものは出てきます。今回計上できたものは私の

所信表明でも挙げた6点にもつながるものとして、例えば環境関係、産業関係、交通関係、教育関係をつけて予算措置しました。

産業については、せたなブランドでは例えば農産物、水産物単体の潮トマトのようなブランドもあります。

私が所信表明で示した通り、横断的に1次産業で作ったものを2次で加工し、3次で販売する。そういった仕組みを作っていくということについては、産業団体、生産者、それから販売者。そういった人たちと横断的に考えていかなければなりません。

それを今後進めていきたいということ、予算のほうにはまだ見えませんが、そのような形で進めてまいります。

再々質問

「せたなブランド」の6次産業化は理解できませんが、分野横断的な取り組みには調整能力や協議会の設置など、実効性のある仕組み作りが不可欠ですがどのように行うので

すか。

また「行財政体制の効率化」も、執行方針ではわずか数行の記述に留まり、コンビニ交付や、包括業務委託の導入といった具体案が抜け落ちています。新年度の行財政改革と産業振興の真意を伺います。

再々答弁 町長

協議会については令和8年度中で検討して立ち上げを進めたいと思います。

また行財政体制の効率化は内部の部分、外部に関わる部分両者現れてきます。国の基準があるので、内部の機器の更新等も入ってきます。それによって少しでも業務の効率化、それによってまず行政の効率化を進めていきます。

包括業務委託は、令和8年度の行財政のあり方の検討をしていく中で考えていきます。

デジタル化については、住民票等のコンビニ交付は現在も検討中ですが、国のシステムとの連携等はまだ足りない部分があります。それらを踏まえて、いつ導入したらいい

のか見極めていきます。

町民の皆さんの利便性のいいデジタル交付を考え、窓口の効率化にもつなげていきます。

持続可能な財政運営と財政健全化目標の策定について

質問

せたな町財政計画の見直しを経て、本町財政は大きな岐路に立っていると言えます。

令和8年度予算案の繰入金は12億8554万円に上り、歳入の13.6%を占めています。

令和に入ってから45億円台だった繰入額が令和5年から急増し、令和7年度には倍増、新年度はさらに膨らんでいます。

これに伴い財政調整基金は急減し、令和10年度には限界を超える予測が出ています。これは町民サービスの安定提供を脅かす極めて深刻な事態です。基金が底をついてから慌てて行政サービスを後退さ

せるのではなく、余力がある今こそ、知恵と汗を出し合い明確な目標を策定すべきです。私は、現在の繰入額12億8千万円余りを削減の目安とした、大胆な財政健全化目標を策定し、持続可能な財政運営へ舵を切るべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

答弁 町長

令和8年2月の財政計画見直しでは、物価高騰や大型事業により基金残高が減少すると予測しています。

令和8年度予算の繰入金12億8554万円は合併以来最高額であり、私も強い危機感を抱いています。町はこの額を削減目標と捉え、事務事業の見直しや施設の統廃合、歳入確保をスピード感を持って進めていきます。

令和8年度には、公共施設管理計画の見直しによる統廃合や長寿命化の具体化、受益者負担の適正化、補助金等の見直し、職階会議やプロジェクトチーム設置による機構改革を進め、この危機から脱却

し、持続可能な行財政運営を確立するための財政健全化目標の策定を検討します。

再質問

せたな町財政計画における令和10年度の基金枯渇という危機的状況を受け、実効性のある財政健全化目標の策定を求めます。

今、町の財政状況は、今すぐに手を打たないと取り返しのつかないことになるということを町長自ら先頭に立ち、町民へ現状と未来への道筋を丁寧に説明していただきたいと思いますが所見を伺います。

再答弁 町長

私に説明責任はあると考えています。会議や集会等も含め事あるごとにこの状況も説明していきます。

再々質問

財政計画にこう記載されています。令和10年度は財政調整基金がゼロで、令和11年度はマイナス13億6300万円、令和12年はマイナス28億59

00万円。ここに特化した、財政問題に関して説明会を行うのか伺います。

再々答弁 町長

私としてはその状態に陥らないように進めていきたいと思えます。これは職員も含め全町民、そして議会も含め一丸になって取り組んでいかなくてはならないことと感じています。

そういったことも含めて町民への説明ですが、単体また地区懇談会などを活用しながら説明する機会を作りたいと思います。

第3次せたな町総合計画策定における「対話と協働」の実効性と策定スケジュールの再考について

質問

第2次計画の終盤を迎え、町民や職員の意識や目標の達成状況を再確認すべき時期にあります。財政縮小期の今後10年を見据えると、政策の「選択と集中」は避けられず、その方針を共有するための丁寧な計画策定が不可欠です。

町民との対話や協働には多大な時間と労力を要するため、拙速な立案は避けるべきです。まずは令和8年度を第2次計画の総括と現状分析に充て、令和9、10年度にその成果を反映させた計画を立案することを提案します。熟議に基づき、10年後の将来像を描き未来に続くまちづくりの計画をたててほしいと思いますが町長の所見をお伺いします。

ら次期計画の策定に着手します。

総合計画策定審議会や庁内組織を設置し、町民対話やアンケート、現行計画の検証を実施して意見聴取に努めます。これらを基に令和9年度に第3次計画を取りまとめる方針です。

3年間かけるべきとの提案もありましたが、空白期間を作らず、新たな方向性を早期に示して町民と共にまちづくりを進めるため、予定通りの期間で策定したいと考えます。



答弁 町長

第2次計画が令和9年度で終了するため、令和8年度か



再質問

総合計画の自治法上の策定義務はないため、拙速に進める必要はありません。

現行の第2次計画では財政指針や地域活動の数値目標が達成できず、計画と現状に大きな乖離が生じています。右肩下りの厳しい時代認識に立ち、下位計画で補完しつつ、現行計画を徹底的に分析・総括すべきです。

職員の負担も考慮し、余裕を持った期間で熟慮して次期計画を立てるのが最善の策と考えますが、改めて町長の考えをお伺いします。

再答弁 町長

目標の未達成やコミュニケーション活動の停滞は認識してい

ますが、検証と調査を並行して進めるスタンスです。

総合計画はまちづくりの指針として不可欠であり、既存の集会や各種団体からの聞き取り、アンケートを通じて、現状の検証と新たな意見の吸い上げを同時に行います。私としてはスピード感を重視しており、計画に空白期間を生じさせることなく、次期計画の策定に取り組んでいきたいと考えています。

再々質問

空白期間が生じることの弊害をお伺いします。

また、町民との対話の「質」を重視すべきだと思います。単発の聞き取りではなく、信頼関係の中で本音を引き出し、形にするには、数回にわたる丁寧なプロセスが必要であり、空白期間を作っても3年かける価値があります。

さらに、計画策定をコンサルタント任せにせず、職員と町民が主体となり、業者はあくまでサポート役に徹することを約束してほしいと思いま

再々答弁 町長

空白期間については、総合計画が各下位計画の指針となるため、整合性を保つ観点から設けない方針です。

聞き取りはアンケートや再度の会合を通じ、フィードバックを含め丁寧に行います。最終案はパブリックコメントで町民に確認する機会を設けます。

策定にあたっては、コンサルタントを補助的役割に留め、町民の意見を活かしながら町が主体となって責任を持って進めることを確約し、理解を求めます。



議員 実 みのり
よしだ 吉田



せたな町農業に対する基本的な考えについて

質問

現在の農業情勢は水田政策の抜本的見直し、生産資材や飼料の高騰、後継者や労働力不足など様々な問題がある中、農家がこれまでの経験などを生かし、創意工夫を凝らしながら経営を行っているところ

です。町長は所信表明で、豊かな地域資源を活用した産業の発展を掲げ、生産から加工、販売までのさらなるせたなブランドが創造できるよう、農林水産業に加え、商工業との連携を進めると述べました。令和8年度執行方針では、農業分野において、これまで

の事業継続を基本に担い手対策の強化や、変更した小規模土地改良事業を進めていくことなどを述べました。施策の根拠となる町長の考えを伺います。

①今後の農業を維持、発展させていくために最も重要と考えることは何か。

②第2期農業振興ビジョンの策定から3年が経過しようとしているが、現時点での進捗状況と、策定時から状況変化への対応について、どのような認識か。

答弁 町長

①担い手や労働力の確保、農作物を安定的に生産できる体制の確立、新たな振興作物への取組、環境を活かした特徴ある栽培法が重要と認識しています。

当町の農家戸数、農業従事者数は年々減少が進み、70歳以上の割合は約35%と高齢化も進んでいる状況です。担い手や労働力の確保対策を常に考えていかなければならない

と考えており、地域おこし協力隊制度を活用し、耕種農家への育成派遣や令和8年度から担い手奨励金の増額、年齢要件の拡充を図りたいと考えています。

また、持続的に農業を営んでいけるよう、近年の異常とも思える気象変動やこれらに伴う病害虫等にも負けない農畜産物の安定的な収量を生産確保することに加え、スナックプエントウや潮トマト等に続く新たな振興作物への取組や、自然環境の保全のための環境を活かした特徴ある栽培法が重要と考えます。

②重点目標として、『担い手確保、育成と定着』、『労働力問題と生産性向上対策』、『地域ブランド、農的関係人口の創出』を掲げ、これまでせたな町農業担い手受入協議会との連携強化、ICT機器等の導入による省力化の推進、小中学校でのせたな産給食の日やせたな産輸出来の拡大など取り組んでいます。

これらも含めた施策の取組内容を検証し、中間期の5年後にあたる令和9年度に見直しを予定しています。

次に策定時からの状況変化への対応ですが、大きな変化としては、コスト面の増加等も鑑みてスマート農業機器の導入が進み、農作業の省力化、労働力不足の解消、生産性の向上が図られていると考えています。

再質問

町は新規就農に一目を置いていますが、私はそれ以上に地元にいる担い手支援も必要と考えます。農業は、新規就農で参入し

づらい（水田、野菜など）ことが見受けられます。地域活性化には、特に若い担い手のパワーが不可欠です。これから農地は空いてくると予想しています。

担い手確保に町独自の支援策が必要になるのではないかと。例えば、農地集積をもって農地集約というような取り組みをもとに、生の声を聞いてニーズに合った接し方を求めているということです。

スマート農業についても、今年で支援事業も最終年度というところで、またさらに次の支援策を待っています。さらに地方農産物では、学校給食への参入は大変良いことと思っております。体験実習や見学、または食育を進めてほしいと思っています。

再答弁 町長

新規就農に限らず後継者、また現在の担い手に対する施策は考えていかなければならないと考えます。後継者については、今後きちんと後継で

きる環境を整えたい。それで担い手奨励金の拡充も提案した次第です。

また既存の担い手がいてこそ、そのせたな町農業と考えており、皆さんと考えながら新しい施策、現在の事業に続くものを進めていきたい。

耕種については、新規の方には途絶えています。これについては地域おこし協力隊制度を活用し、新規就農のしやすい環境を作っていく。また担い手の支援としては、現在、水田、畑作の方は進んでいますが、潮トマト、スナックエンドウも含めての施設園芸、ここにも私はせたな町の農業の活路はあると考えています。施設園芸も含めて進めてまいりたいと考えています。

給食の地産地消、これは内的循環ということで私は進めていくところですが、それが先ほどの施設園芸の推進にも繋がると考えます。そのような動きと、給食は食育を担う大事な教育素材ということもありますので、体験事業等についても教育委員会、学校と

協力しながら推進を図ってきたいと考えています。



※菅原議員から一般質問が7問ありましたが、本人より掲載辞退の申し入れがあったため、掲載しておりません。

【お詫びと訂正】

議会日よりN.O. 82にて掲載してありました次の記事にて、記載誤りがありました。

●14ページ「一般質問」

大湯圓郷議員の標題

(誤) 第物価高騰対策について
(正) 物価高騰対策について

お詫びするとともに、訂正させていただきます。

委員会レポート



総務厚生常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和8年2月13日

二、調査項目

(1) 大成支所所管

- ・せたな町貝取澗公営温泉浴場の経営状況及び指定管理料の追加について調査しました。

(4) 総務課所管

- ・町立国保病院看護師等の救急待機手当の見直しについて調査しました。
- ・行政情報ネットワーク機器更新事業について調査しました。
- ・情報通信技術を活用した行政の推進について調査しました。

(2) 財政課所管

- ・令和7年度普通交付税再算定について調査しました。
- ・せたな町財政計画の見直しについて調査しました。

(3) 町民課所管

- ・子ども・子育て支援金制度の概要について調査しました。
- ・国民健康保険税に係る制度

(5) 福祉課所管

- ・福祉灯油購入助成費について調査しました。
- ・第10期介護保険事業計画の

策定及び、介護保険事業の現状について調査しました。

・グループホームあさなぎの指定管理料について調査しました。

(6)健康推進課所管

・こども誰でも通園制度（事業内容）について調査しました。

・成人用肺炎球菌ワクチン予防接種について調査しました。

・せきたな町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について調査しました。

(7)まちづくり推進課所管

・第3次せきたな町総合計画の策定について調査しました。
・地域おこし協力隊募集・支援業務について調査しました。

・企業版ふるさと納税中間業者の活用について調査しました。

・住宅リフォーム等助成金について調査しました。

・せきたな町産業担い手育成条例の一部改正について調査しました。

・次世代型店舗づくり事業に

ついて調査しました。
・真駒内ダム公園キャンプ場の休止について調査しました。

・指定管理者の指定（青少年旅行村）について調査しました。

・温泉ホテルきたひやまの経営状況及び、指定管理料の追加について調査しました。

・指定管理者の指定（温泉ホテルきたひやま）について調査しました。

・観光協会への補助金交付における妥当性と組織ガバナンスの検証について調査しました。

・その他報告
・ゼロカーボン推進事業について報告を受けました。

・洋上風力発電施設「風海鳥」の撤去について報告を受けました。

第2回

一、調査年月日

令和8年4月13日

二、調査項目

(1)まちづくり推進課所管

・洋上風力発電施設「風海鳥」

の撤去について調査しました。

産業教育常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和8年2月9日

二、調査項目

(1)農業委員会事務局所管

・せきたな町農漁村結婚相談所の休止について調査しました。

(2)教育委員会事務局所管

・スクールバスへの高校生の乗車について調査しました。
・大成図書館・情報センターエアコン設置事業について調査しました。

・給食センターエアコン改修工事について調査しました。

(3)建設水道課所管

・北檜山4号井新設事業について調査しました。

・道路橋梁事業について調査しました。

・公共下水道事業について調査しました。

(4)農林水産課所管

・せきたな町産業担い手育成条

例の一部改正について調査しました。

・せきたな町スマート農業支援事業補助金交付要綱及びせきたな町水産物生産向上事業補助金交付要綱の一部改正について調査しました。

・地域農業構造転換支援事業（令和7年度補正事業）について調査しました。

・スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（令和7年度補正事業）について調査しました。

・せきたな町営牧場条例の一部改正（利用料改正）について調査しました。

・指定管理者の指定（町営牧場）について調査しました。

・小規模土地改良事業補助金について調査しました。

・トラウトサーモン海面養殖事業への支援について調査しました。

・瀬棚港上架施設の整備状況について調査しました。

・緊急銃猟制度の対応準備について調査しました。

第2回

一、調査年月日

令和8年4月13日

二、調査項目

(1)農林水産課所管

・麦類生産技術向上事業について調査しました。

議会広報発行常任委員会

第2回

一、調査年月日

令和8年4月24日

二、調査項目

・議会だより83号のゲラ編集をしました。

・議会中継におけるコメント欄について協議しました。
・議員本人のQRコードの個人使用について協議しました。

・その他報告

・菅原議員への謝罪について

特別委員会

『医療体制・新病院建設調査特別委員会』

第12回

一、調査年月日

令和8年2月25日

二、調査項目

- ・新病院建設計画の見直しについて調査しました。
- ・医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について調査しました。
- ・病床数の適正化に対する支援事業について調査しました。
- ・医療情報システム更新事業について調査しました。
- ・オンライン診療の検討・実証試験について調査しました。

①元保健福祉課主幹の横領問題について（留保）

第4回

一、調査年月日

令和8年2月24日

二、調査項目

- ・今後の町政に関して調査しました。
- ①元保健福祉課主幹の横領問題について（留保）

『政治倫理に関する特別委員会』

第1回

一、調査年月日

令和8年4月13日

二、調査項目

- ・第3回臨時会にて本特別委員会を設置し、委員長及び副委員長の互選を行い、委員長に平澤等委員、副委員長に菅原義幸委員が互選されました。



◆ 第3回 ◆

令和8年4月13日

◎一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算それぞれ28万円を追加し、総額94億1994万4千円となりました。補正内容については、物価高対応子育て応援手当の申請件数が見込みより多かったことによる増です。

◎石原広務議員に対する議員

辞職勧告決議について

当町議会は石原広務議員が公人として、自らの重大さを真摯に受け止め、町民目線に立ち、自らの意志と責任により速やかに議員辞職をすることを求め、勧告しました。

除斥(当該議員)

石原 広務議員

- 熊野 主税議員
- 吉田 実議員
- 大湯 圓郷議員
- 菅原 義幸議員

発言内容

昨年11月に町長決裁により通常の権利擁護支援へ移行されています。

現在は法定代理人が選任される具体的な手続きが進んでおり、今後、客観的な事実確認と最終判断がなされる段階にあり、議会の決議はあまりにも拙速で時期尚早と言わざるを得ません。

点からの認識の欠如、さらに議会としての守秘義務違反を露呈したものであり、議長の不当な議事運営について強く抗議を申し上げ、辞職勧告決議案の撤回を求めます。

◎せたな町議会政治倫理に関する特別委員会設置に関する決議

議会議員の政治倫理条例の制定に向けた調査、石原議員が他人の財産を無断で私的使用したことに対する倫理についての調査、再発防止策を講ずる調査を目的として、賛成多数により決議しました。

- 提出議員 横山 一康議員
- 賛成議員 梶田 道廣議員
- 本多 浩議員
- 橋本 一夫議員
- 熊野 主税議員
- 吉田 実議員
- 大湯 圓郷議員
- 菅原 義幸議員
- 藤谷 容子議員
- 福嶋 豊議員

第3回

一、調査年月日

令和8年2月12日

二、調査項目

- ・今後の町政に関して調査しました。

- 提出議員 福嶋 豊議員
- 賛成議員 梶田 道廣議員
- 藤谷 容子議員
- 横山 一康議員
- 本多 浩議員
- 橋本 一夫議員

- 反対議員 藤谷 容子議員
- 福嶋 豊議員

除斥(当該議員)

石原 広務議員

反対討論

福岡 豊議員

先ほどせたな町議会は全会一致で辞職勧告を議決いたしました。これは我々議員全員がそれぞれの政治倫理に照らし、議員として不適格であると言う審判を下したものです。

にもかかわらず、その直後に調査を深掘りするための特別委員会を新設するというのはいかがなものでしょうか。結論を出したにもかかわらず、財政難である町の貴重な資源である職員の労働力を割き続けることは適切とは思えません。

看板をかけかえるエネルギーがあるのなら設置から約1年が経過している議会改革特別委員会にて、一刻も早く客観的な物差しである政治倫理条例を制定すべきです。

またこの委員会には議論すべき喫緊の課題が山積しております。新たな組織を作る前

にまずは現在ある特別委員会で具体的な成果を出すべきだと考えます。

本日の辞職勧告をもって政治的審判を完結させ、あとは既存の特別委員会で具体的な成果を出す本来の議会に戻ることを強く求め本案に反対いたします。

賛成討論

梶田 道廣議員

私たちは幾度も倫理に関する協議会を開催し真相の究明を求めてきました。

しかし、残念ながら誠意ある対応を見せてもらうことができず、提出された資料もとに質疑を繰り返してききました。

今回、議会として辞職勧告決議を提出することになりましたが、一連の調査において議員として誠意ある答弁をいたさなく終わることは町民の理解を得難く、町民の間から辞職勧告決議だけで終わることへの不安と心配の声をいただいています。

また今後のことを思うとき、倫理感や姿勢を取るための指針とするためにも政治倫理条例の制定は必要と思いますので特別委員会設置に賛成いたします。

反対討論

藤谷 容子議員

私はこの間の協議会を視聴した方たちから、町民として情けない、町の恥をさらしている、みつともないという声をたくさん聞いてきました。

これは石原議員の行った行動、議会での態度に問題があることは明らかです。勧告決議を重く受け止め議員辞職をすることを強く求めます。

そうなれば特別委員会の2つ目の目的はなくなるわけですが、私がこの特別委員会の設置に反対なのは、特に2つ目の目的からです。石原議員を信用し財産管理を任せ、私的に使用された当事者の不安やプライバシーに特段の配慮をする必要があるからです。私は皆さんに自分がその立

場だったらどうかと考えてみていただきたいと思います。

私は公開の議場で取り上げられていたことでもたまたまなく胸が痛みます。非常に傷ついているであろう当事者をこれ以上苦しめることはやってはいけないと考えます。

残りの2つの目的、議会議員の政治倫理条例の制定に向けた調査と再発防止策を講ずる調査についても、新たに4つ目の特別委員会を設置して公開の議場で行う必要はないと私は考え、この特別委員会の設置には反対いたします。

賛成討論

菅原 義幸議員

石原議員に対する辞職勧告決議がただいま可決されました。

しかしご本人は、この決議には法的拘束力がないことを明言しており辞職に応ずるか否かは不明であります。

今後、議会がこれ以上何もしなければ町民の皆さんから厳しい批判が出ることは避け

られません。

さらに今日まで議会議員の政治倫理に関する条例や経済的虐待行為の再発防止策に関する議論は全く行われておらず、より強い権限を持つ特別委員会を設置して議会の責任を全うすべきであります。以上の理由から本案に賛成いたします。



議会の動き

◆ 2 月 ◆

- 3日 第2回全員協議会
- 9日 第1回産業教育常任委員会
- 12日 第3回政策調査特別委員会
- 13日 第1回総務厚生常任委員会
- 16日 総務厚生・産業教育常任委員会における北檜山学童保育所見学
- 18日 せたな町教育・文化・スポーツ表彰式
- 20日 自衛隊入隊者激励式
- 24日 第4回政策調査特別委員会
第1回北部桧山衛生センター組合議会定例会
- 25日 第1回議会運営委員会
第12回医療体制・新病院建設調査特別委員会
第1回政治倫理に関する議員協議会
- 27日 せたな町生涯教育大学修了式

- 10日 道南地区森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会役員会
- 13日 第3回臨時会
第2回産業教育常任委員会
第2回総務厚生常任委員会
- 23日 道南地区森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会総会及び研修会
- 24日 第4回臨時会
第2回広報発行常任委員会
- 27日 檜山町村議会議長会定例議長会議(28日まで)
- 28日 せたな観光協会通常総会

◆ 3 月 ◆

- 2日 第1回定例会(1日目)
予算審査特別委員会(1日目)
- 10日 第2回政治倫理に関する議員協議会
- 11日 第1回定例会(2日目)
- 12日 予算審査特別委員会(2日目)
- 13日 予算審査特別委員会(3日目)
- 16日 予算審査特別委員会(4日目)
第2回議会運営委員会
- 18日 第3回政治倫理に関する議員協議会
- 19日 第1回定例会(3日目)
- 23日 第1回檜山広域行政組合議会定例会
- 24日 第4回政治倫理に関する議員協議会
- 26日 せたな消防署水槽付消防ポンプ自動車納車に伴う入魂式
- 30日 第5回政治倫理に関する議員協議会
第3回議会運営委員会

◆ 4 月 ◆

- 1日 北檜山学童保育所開所式
- 7日 第6回政治倫理に関する議員協議会
第4回議会運営委員会

事務局からの お願い

議会議長宛の案内・請願・陳情等は議会事務局へ提出願います。

(宛先)

〒049-4592

久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1

せたな町議会事務局

編集後記

ロシアがウクライナに侵攻してから3年が過ぎました。この戦争により、世界中で物価が上がり、食料品や灯油ガソリンを始め様々な物が値上がりし、私たちの生活にも大きな影響とダメージを受けることになりました。

また、今回アメリカによるイランへの攻撃は、物価の高騰に追い打ちをかけ、さらに私たちの生活を苦しめています。

町内の高齢化率は48.7%と、2人に1人が高齢者の時代を迎えています。

町の財政は厳しさを増していく中、今年は福祉灯油を増量する事が決まりました。

これからも町民が安心して暮らせるよう、働きかけて行かなければと思っています。

(梶田)

議会広報発行常任委員会

- | | |
|-------|-------|
| 委員 長 | 梶田 道廣 |
| 副委員 長 | 藤谷 容子 |
| 委員 | 石原 広務 |
| 委員 | 福嶋 豊 |
| 委員 | 熊野 主税 |
| 委員 | 大湯 圓郷 |